

## 第1号議案

### 知事からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた平成22年9月定例会に提出される次の議案（追加提出分）については、異議がないものとする。

平成22年11月19日

大阪府教育委員会

#### 1 条例案

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件（平成22年11月25日追加提出分）

#### 2 事件議決案

(1) 指定管理者の指定の件（大阪府立漕艇センター）（平成22年12月8日追加提出分）

(2) 指定管理者の指定の件（大阪府立臨海スポーツセンター）（平成22年12月8日追加提出分）

(3) 指定管理者の指定の件（大阪府立体育会館）（平成22年12月8日追加提出分）

[根拠規定]

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分  
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

#### 大阪府教育委員会事務決裁規則

（委員会決裁事項）

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

○条例案

件名	概要
職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等一部改正の件	<p>平成 22 年度給与改定に係る本府人事委員会の勧告などを踏まえ、期末・勤勉手当の支給月数の削減等を行うための改正を行う。</p> <p><b>【改正内容（教育委員会関係）】</b></p> <p>① 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・職員 of 期末・勤勉手当の年間支給月数を引き下げる。 再任用以外：年間支給月数 4.15 月→3.95 月（▲0.20 月） 再任用職員：年間支給月数 2.20 月→2.10 月（▲0.10 月）</li><li>・平成 23 年度以降の期末・勤勉手当の 6 月期と 12 月期の配分を改める。</li></ul> <p>② 職員の給与に関する条例の一部改正（義務教育等教員特別手当の額の改正（第 24 条の 3 関係））</p> <p>小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務するすべての教育職員に対して支給される義務教育等教員特別手当の上限額について、国庫負担金の算定基準の改正（最高限度額の算定率が給料の 2.2%から 1.5%に引き下げられる。）に準じて、11,700 円から 8,000 円に改正する。</p>

## 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等の改正の概要

総務部人事室企画厚生課

改正の理由	施行予定期日
<p>平成 22 年度給与改定に係る本年 10 月 12 日の本府人事委員会の勧告などを踏まえ、期末勤勉手当の月数の削減等を行うための改正を行う。</p>	<p>平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、1 (2)、2 (2)、3 (2)、4 及び 6 (2) については平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p>
改正の要点	適用区分
<p><b>1 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正【第 1 条及び第 2 条関係】</b></p> <p>(1) 期末勤勉手当の年間支給月数を引き下げる。                      (再任用以外) 年間支給月数 4.15 月→3.95 月 (▲0.20 月)                      (再任用職員) 年間支給月数 2.20 月→2.10 月 (▲0.10 月)</p> <p>(2) 平成 23 年度以降の期末勤勉手当の 6 月期と 12 月期の配分を改める。</p> <p><b>2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正【第 3 条及び第 4 条関係】</b></p> <p>(1) 期末手当の年間支給月数を引下げる。(3.1 月→2.95 月 ▲0.15 月)</p> <p>(2) 平成 23 年度以降の期末手当の 6 月期と 12 月期の配分を改める。</p> <p><b>3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正【第 5 条及び第 6 条関係】</b></p> <p>(1) 期末手当の年間支給月数を引下げる。(3.1 月→2.95 月 ▲0.15 月)</p> <p>(2) 平成 23 年度以降の期末手当の 6 月期と 12 月期の配分を改める。</p> <p><b>4 職員の給与に関する条例の一部改正【第 7 条関係】</b></p> <p>義務教育等教員特別手当の限度額を引下げる。(11,700 円→8,000 円)</p> <p><b>5 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正【第 8 条関係】</b></p> <p>年末年始にかかる夜間特殊業務等手当を廃止する。</p> <p><b>6 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例の一部改正【第 9 条及び第 10 条関係】</b></p> <p>(1) 期末手当の年間支給月数を引下げる (4.05 月→3.85 月 ▲0.2 月)</p> <p>(2) 平成 23 年度以降の期末手当の 6 月期と 12 月期の配分を改める。</p>	条例措置を必要とする理由
	<p>地方公務員法第 2 4 条第 6 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 2 条の規定により、職員及び府費負担教職員の給与その他の勤務条件は条例で定めることとされているため。</p>
	政策アセスメント
	<p>財政課と調整済</p>
	制度間調整の内容
	<p>人事委員会規則の改正</p>
	その他審査の参考となる資料

大阪府条例第 号

(案)

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百三十五を乗じて得た額(給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百三十五を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表適用職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の七十五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一―四 (略)</p> <p>3 地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十」と</p>	<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百五十を乗じて得た額(給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百三十を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表適用職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の八十五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一―四 (略)</p> <p>3 地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の四十」と</p>

<p>4―7 (略)</p> <p>4―7 (略)</p> <p>する。</p> <p>(勤勉手当) 第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の六十五(特定管理職員にあつては、百分の八十五)を乗じて得た額の総額</p> <p>ロ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の七十五を乗じて得た額の総額</p> <p>二 (略)</p> <p>イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の三十(特定管理職員にあつては、百分の四十)を乗じて得た額の総額</p> <p>ロ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十を乗じて得た額の総額</p> <p>3―6 (略)</p>	<p>5」とする。</p> <p>4―7 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十(特定管理職員にあつては、百分の九十)を乗じて得た額の総額</p> <p>ロ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の八十を乗じて得た額の総額</p> <p>二 (略)</p> <p>イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の三十五(特定管理職員にあつては、百分の四十五)を乗じて得た額の総額</p> <p>ロ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の四十、十二月に支給する場合においては百分の四十五を乗じて得た額の総額</p> <p>3―6 (略)</p>
--	--

第二条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十一・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額(給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の百一・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表適用職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の六十一・五</p>	<p>改正前</p> <p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百三十五を乗じて得た額(給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百十五を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員(以下「指定職給料表適用職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合</p>
--	---

、十二月に支給する場合においては百分の七十・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第四十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

一―四 (略)

3 地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百一・五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」と、「百分の七十七・五」とあるのは「百分の四十二・五」とする。

4―7 (略)

(勤勉手当)  
第五条 (略)

2 (略)

一 (略)  
イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額(特定管理職員にあつては、百分の六十七・五)を乗じて得た額の総額  
ロ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の七十七・五を乗じて得た額の総額

二 (略)

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の三十二・五(特定管理職員にあつては、百分の四十二・五)を乗じて得た額の総額  
ロ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十を乗じて得た額の総額

3―6 (略)

合においては百分の七十五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第四十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

一―四 (略)

3 地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十」とする。

4―7 (略)

(勤勉手当)  
第五条 (略)

2 (略)

一 (略)  
イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額(特定管理職員にあつては、百分の八十五)を乗じて得た額の総額  
ロ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の七十五を乗じて得た額の総額

二 (略)

イ ロに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の三十(特定管理職員にあつては、百分の四十)を乗じて得た額の総額  
ロ 指定職給料表適用職員 当該職員の勤勉手当基礎額に百分の四十を乗じて得た額の総額

3―6 (略)

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例等の適用除外等)          第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)          第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。</p>

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例等の適用除外等)          第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)          第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで並びに一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年大阪府条例第七十号)第五条第一項及び第二項に規定する給料表」とする。</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第八条 (略)	第八条 (略)

<p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十一」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第七条第一項に規定する給料表」とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百五十一」とあるのは「百分の百六十五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条第一項に規定する給料表」とする。</p> <p>4 (略)</p>
---	---

第六条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十一」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第七条第一項に規定する給料表」とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項及び第五項の規定の適用については、同条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十一」と、同条第五項中「同項第二号から第五号までに規定する給料表」とあるのは「同項第二号から第五号まで及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第七条第一項に規定する給料表」とする。</p> <p>4 (略)</p>
---	---

(職員の給与に関する条例の一部改正)  
 第七条 職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>(義務教育等教員特別手当)      第二十四条の三 (略)</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、八千円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>(義務教育等教員特別手当)      第二十四条の三 (略)</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、一万千七百円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用職員にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。</p> <p>3・4 (略)</p>
--	---

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)  
 第八条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十年大阪府条例第四十一号)の一部を次のように改正する。



次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)            第二条 (略)            一―十四 (略)            十五 夜間特殊業務手当            十六―十九 (略)</p> <p>(夜間特殊業務手当)            第十七条 (略)            一・二 (略)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)            第二条 (略)            一―十四 (略)            十五 夜間特殊業務等手当            十六―十九 (略)</p> <p>(夜間特殊業務等手当)            第十七条 (略)            一・二 (略)</p> <p>三 職員(人事委員会規則で定める職員に限る。)が、あらかじめ勤務時間条例第九条第二項に規定する休日(人事委員会規則で定める日を除く。)に勤務することを命ぜられ、その命令に係る業務に従事したとき。</p>
<p>2 夜間特殊業務手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 深夜の全部が勤務時間である場合 千五百円</p> <p>二 深夜における勤務時間が二時間以上七時間未満である場合 七百三十円</p> <p>三 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 四百十円</p>	<p>2 夜間特殊業務等手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 前項第一号及び第二号に規定する業務次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 深夜の全部が勤務時間である場合 千五百円</p> <p>ロ 深夜における勤務時間が二時間以上七時間未満である場合 七百三十円</p> <p>ハ 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 四百十円</p> <p>二 前項第三号に規定する業務 千五百円</p>
<p>(手当額の特例)            第二十四条 (略)</p> <p>2 次に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「十三日未満」とあるのは「当該手当を支給される職員の要勤務日数(その月の現日数から勤務時間条例第三条第一項又は第三項及び第四条の規定により定められた週休日の日数を差し引いた日数をいう。以下同じ。)等を考慮して人事委員会規則で定める日数未満」と、「七日未満」とあるのは「当該手当を支給される職員の要勤務日数等を考慮して人事委員会規則で定める日数未満」とする。</p> <p>一 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)</p> <p>二 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項の規定により採用された職員</p> <p>三 地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年大阪府条例第八十六号)第四条各項の規定により採用され</p>	<p>(手当額の特例)            第二十四条 (略)</p>

た職員

(知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例の一部改正)

第九条 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例(昭和二十二年大阪府条例第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五条 知事等の期末手当の額は、六月一日又は十二月一日(以下「基準日」という。)現在(基準日前一箇月以内に退職した場合においては、退職した日現在)において知事又は副知事が受けるべき給料の月額及びその月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百九十、十二月に支給する場合においては百分の百九十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)第二条第二項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第五条 知事等の期末手当の額は、六月一日又は十二月一日(以下「基準日」という。)現在(基準日前一箇月以内に退職した場合においては、退職した日現在)において知事又は副知事が受けるべき給料の月額及びその月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の二百十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)第二条第二項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p>

第十条 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五条 知事等の期末手当の額は、六月一日又は十二月一日(以下「基準日」という。)現在(基準日前一箇月以内に退職した場合においては、退職した日現在)において知事又は副知事が受けるべき給料の月額及びその月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百八十五、十二月に支給する場合においては百分の二百を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)第二条第二項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第五条 知事等の期末手当の額は、六月一日又は十二月一日(以下「基準日」という。)現在(基準日前一箇月以内に退職した場合においては、退職した日現在)において知事又は副知事が受けるべき給料の月額及びその月額に百分の二十を乗じて得た額の合計額に、六月に支給する場合においては百分の百九十、十二月に支給する場合においては百分の百九十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例(昭和三十九年大阪府条例第四十五号)第二条第二項各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第七条及び第十条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例等の一部を改正する条例（案）要綱

1 職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正【第1条及び第2条】

(1) 平成22年12月期における期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正（第2条及び第5条関係）

本府人事委員会勧告に基づき、平成22年12月期における期末手当及び勤勉手当の支給月数を改める。

◎ 再任用職員以外の職員

（単位：月数）

	6月期（支給済み）			12月期			年間支給月数		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
一般職員	1.25	0.7	1.95	1.5 → 1.35 (▲0.15)	0.7 → 0.65 (▲0.05)	2.2 → 2.0 (▲0.20)	2.75 → 2.6 (▲0.15)	1.4 → 1.35 (▲0.05)	4.15 → 3.95 (▲0.20)
特定管理職員	1.05	0.9	1.95	1.3 → 1.15 (▲0.15)	0.9 → 0.85 (▲0.05)	2.2 → 2.0 (▲0.20)	2.35 → 2.2 (▲0.15)	1.8 → 1.75 (▲0.05)	4.15 → 3.95 (▲0.20)
指定職 (適用者なし)	0.65	0.8	1.45	0.85 → 0.75 (▲0.10)	0.8 → 0.75 (▲0.05)	1.65 → 1.5 (▲0.15)	1.5 → 1.4 (▲0.10)	1.6 → 1.55 (▲0.05)	3.1 → 2.95 (▲0.15)

◎ 再任用職員

（単位：月数）

	6月期（支給済み）			12月期			年間支給月数		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
一般職員	0.65	0.35	1.0	0.85 → 0.8 (▲0.05)	0.35 → 0.3 (▲0.05)	1.2 → 1.1 (▲0.1)	1.5 → 1.45 (▲0.05)	0.7 → 0.65 (▲0.05)	2.2 → 2.1 (▲0.1)
特定管理職員	0.55	0.45	1.0	0.75 → 0.7 (▲0.05)	0.45 → 0.4 (▲0.05)	1.2 → 1.1 (▲0.1)	1.3 → 1.25 (▲0.05)	0.9 → 0.85 (▲0.05)	2.2 → 2.1 (▲0.1)
指定職 (適用者なし)	0.35	0.4	0.75	0.45 → 0.4 (▲0.05)	0.45 → 0.4 (▲0.05)	0.9 → 0.8 (▲0.1)	0.8 → 0.75 (▲0.05)	0.85 → 0.8 (▲0.05)	1.65 → 1.55 (▲0.1)

(2) 平成23年6月期以降における期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正（第2条及び第5条関係）

本府人事委員会勧告に基づき、平成23年6月期以降における期末手当及び勤勉手当の支給月数を改める。

◎ 再任用職員以外の職員

(単位：月数)

	6月期			12月期			年間支給月数		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
一般職員	1.25→1.225 (▲0.025)	0.7→0.675 (▲0.025)	1.95→1.9 (▲0.05)	1.35→1.375 (+0.025)	0.65→0.675 (+0.025)	2.0→2.05 (+0.05)	2.6	1.35	3.95
特定管理職員	1.05→1.025 (▲0.025)	0.9→0.875 (▲0.025)	1.95→1.9 (▲0.05)	1.15→1.175 (+0.025)	0.85→0.875 (+0.025)	2.0→2.05 (+0.05)	2.2	1.75	3.95
指定職 (適用者なし)	0.65→0.625 (▲0.025)	0.8→0.775 (▲0.025)	1.45→1.4 (▲0.05)	0.75→0.775 (+0.025)	0.75→0.775 (+0.025)	1.5→1.55 (+0.05)	1.4	1.55	2.95

◎ 再任用職員

(単位：月数)

	6月期			12月期			年間支給月数		
	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
一般職員	0.65	0.35→0.325 (▲0.025)	1.0→0.975 (▲0.025)	0.8	0.3→0.325 (+0.025)	1.1→1.125 (+0.025)	1.45	0.65	2.1
特定管理職員	0.55	0.45→0.425 (▲0.025)	1.0→0.975 (▲0.025)	0.7	0.4→0.425 (+0.025)	1.1→1.125 (+0.025)	1.25	0.85	2.1
指定職 (適用者なし)	0.35→0.325 (▲0.025)	0.4	0.75→0.725 (▲0.025)	0.4→0.425 (+0.025)	0.4	0.8→0.825 (+0.025)	0.75	0.8	1.55

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正【第3条及び第4条】

(1) 平成22年12月期における期末手当の支給月数の改正（第6条第3項関係）

本府人事委員会勧告に基づき、平成22年12月期における期末手当の支給月数を改める。

	6月期（支給済み）	12月期	年間支給月数
任期付研究員	1.45	1.65 → 1.5 (▲0.15)	3.1 → 2.95 (▲0.15)

(2) 平成23年6月期以降における期末手当の支給月数の改正（第6条第3項関係）

本府人事委員会勧告に基づき、平成23年6月期以降における期末手当の支給月数を改める。

	6月期	12月期	年間支給月数
任期付研究員	1.45 → 1.4 (▲0.05)	1.5 → 1.55 (+0.05)	2.95

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正【第5条及び第6条】

(1) 平成22年12月期における期末手当の支給月数の改正（第8条第3項関係）

本府人事委員会勧告に基づき、平成22年12月期における期末手当の支給月数を改める。

	6月期（支給済み）	12月期	年間支給月数
特定任期付職員	1.45	1.65 → 1.5 (▲0.15)	3.1 → 2.95 (▲0.15)

(2) 平成23年6月期以降における期末手当の支給月数の改正（第8条第3項関係）

本府人事委員会勧告に基づき、平成23年6月期以降における期末手当の支給月数を改める。

	6月期	12月期	改正後の年間支給月数
特定任期付職員	1.45 → 1.4 (▲0.05)	1.5 → 1.55 (+0.05)	2.95

#### 4 職員の給与に関する条例の一部改正【第7条】

##### 義務教育等教員特別手当の額の改正（第24条の3関係）

義務教育諸学校（小学校、中学校又は特別支援学校小学部・中学部）等に勤務するすべての教育職員に対して支給される義務教育等教員特別手当（教員の人材確保のために設けられた制度）の上限額について、国庫負担金の算定基準の改正（算定率が給料の2.2%から1.5%に引き下げられる。）に準じて、11,700円から8,000円に改正する。

#### 5 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正【第8条】

##### (1) 年末年始にかかる夜間特殊業務等手当の廃止（第17条関係）

本府人事委員会勧告における意見等を踏まえ、年末年始にかかる夜間特殊業務等手当を廃止し、同手当の名称を「夜間特殊業務手当」とする。

##### (2) 短時間職員に対する手当額の特例（第24条第2項関係）

月額で手当額が定められている職業訓練手当については、当該月に業務に従事した日数が13日未満であるときは、当該手当の月額の60%、7日未満であるときは、当該手当の月額の30%としているところである。（同条第1項）

本項では、短時間勤務職員に対する第1項の読替規定であり、常勤職員の要勤務日数に対する短時間勤務職員の要勤務日数の割合を、手当額の減額の基準日数となる、「13日」や「7日」に乗じる規定を追加するものである。

(例)

当該月の常勤職員の要勤務日数が「21日」、短時間勤務職員の要勤務日数が「12日」とした場合、

・  $13日 \times (12日/21日) = 7.428日 \Rightarrow 7日$ （1日未満の端数は四捨五入）

・  $7日 \times (12日/21日) = 4日$

$\Rightarrow 7日$ 未満で60%支給、4日未満で30%支給となる。

#### 6 知事及び副知事の給料、手当及び旅費に関する条例の一部改正【第9条及び第10条】

##### (1) 平成22年12月期における期末手当の支給月数の改正（第5条第1項関係）

職員の取扱いに準じ、平成22年12月期における期末手当の支給月数を改める。

	6月期（支給済み）	12月期	年間支給月数
知事、副知事	1.9	2.15 → 1.95 (▲0.2)	4.05 → 3.85 (▲0.2)

(2) 平成23年6月期以降における期末手当の支給月数の改正（第5条第1項関係）

職員の取扱いに準じ、平成23年6月期以降における期末手当の支給月数を改める。

	6月期	12月期	年間支給月数
知事、副知事	1.9 → 1.85 (▲0.05)	1.95 → 2.0 (+0.05)	3.85

## 7 施行期日【附則】

### (1) (2)を除く改正 平成22年12月1日

平成22年12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正するにあたり、これらの手当の基準日である同日までに施行する必要があるため。

### (2) 1(2)、2(2)、3(2)、4及び6(2)の改正 平成23年4月1日

平成23年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合に関する改正のため。



- 改正前の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第二条第二項読替対照表（同条第三項関係）
- ※ 再任用職員に対する期末手当

読替後（再任用職員）	読替前（定年前職員）
<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては<u>百分の六十五</u>、十二月に支給する場合においては<u>百分の八十五</u>を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては<u>百分の五十五</u>、十二月に支給する場合においては<u>百分の七十五</u>を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては<u>百分の三十五</u>、十二月に支給する場合においては<u>百分の四十五</u>を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては<u>百分の百二十五</u>、十二月に支給する場合においては<u>百分の百五十</u>を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては<u>百分の百五</u>、十二月に支給する場合においては<u>百分の百三十</u>を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては<u>百分の六十五</u>、十二月に支給する場合においては<u>百分の八十五</u>を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 改正後（平成二十二年十二月一日施行）の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項読替対照表（同条第三項関係）

※ 再任用職員に対する期末手当

読替後（再任用職員）

読替前（定年前職員）

（期末手当）

第二条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の八十を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の五十五、十二月に支給する場合においては百分の七十を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合には百分の三十五、十二月に支給する場合には百分の四十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

（期末手当）

第二条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百三十五を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百十五を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合には百分の六十五、十二月に支給する場合には百分の七十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

○ 改正後（平成二十三年四月一日施行）の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項読替対照表（同条第三項関係）

※ 再任用職員に対する期末手当

読替後（再任用職員）

（期末手当）

第二条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の八十を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の五十五、十二月に支給する場合においては百分の七十を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表（以下「指定職給料表」という。）の適用を受ける職員にあつては六月に支給する場合においては百分の三十二・五、十二月に支給する場合においては百分の四十二・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

読替前（定年前職員）

（期末手当）

第二条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

○ 改正前の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第二条第二項読替対照表（任期付研究員条例第六条第三項関係）

※ 任期付研究員に対する期末手当

読替後（任期付研究員）	読替前（一般職員）
<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十五、十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百三十を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の八十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百五十を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百三十を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の八十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

- 改正後（平成二十二年十二月一日施行）の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項読替  
 対照表（任期付研究員条例第六条第三項関係）  
 ※ 任期付研究員に対する期末手当

読替後（任期付研究員）	読替前（一般職員）
<p>(期末手当)            第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十五、十二月に支給する場合においては百分の百五十を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百十五を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の七十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)            第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百三十五を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百十五を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の七十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 改正後（平成二十三年四月一日施行）の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項読替対照表（任期付研究員条例第六条第三項関係）  
※ 任期付研究員に対する期末手当

読替後（任期付研究員）	読替前（一般職員）
<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百五十五を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額、給与条例第三条第一号第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額、給与条例第三条第一号第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

- 改正前の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和三十九年大阪府条例第四十五号）第二条第二項読替対照表（任期付職員条例第八条第三項関係）
- ※ 特定任期付職員に対する期末手当

読替後（特定任期付職員）	読替前（一般職員）
<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十五、十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百三十を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の八十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百五十を乗じて得た額（給与条例第三条第一項第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百三十を乗じて得た額、給与条例第三条第一項第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給する場合においては百分の八十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

○ 改正後（平成二十二年十二月一日施行）の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項読替  
対照表（任期付職員条例第八条第三項関係）  
※ 特定任期付職員に対する期末手当

読替後（特定任期付職員）	読替前（一般職員）
<p>（期末手当） 第二条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十五、十二月に支給する場合においては百分の百五十を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の七十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>（期末手当） 第二条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百三十五を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の七十五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>



○ 改正後（平成二十三年四月一日施行）の職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第二条第二項読替対照表（任期付職員条例第八条第三項関係）  
※ 特定任期付職員に対する期末手当

読替後（特定任期付職員）	読替前（一般職員）
<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百五十五を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額、給与条例第三条第一号第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第二条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額（給与条例第三条第一号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同項第二号から第五号までに規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第五条第二項において「特定管理職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額、給与条例第三条第一号第六号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下「指定職給料表適用職員」という。）にあつては六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち当該退職若しくは失職又は死亡の際に給与条例第二十九条第二項本文、第三項、第五項又は第六項に規定する職員であつたものについては、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

○事件議決案

番号	件名	概要
1	指定管理者の指定の件（大阪府立漕艇センター）	大阪府立漕艇センターの指定管理者の指定 指 定 期 間 平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで 指定管理候補者 財団法人マリンスポーツ財団 ネーミングライツ 名          称 M a r i s マリンスポーツパーク・浜寺 期          間 5年間（指定管理者の指定期間と同じ） 金          額 年額5万円（税込）
2	指定管理者の指定の件（大阪府立臨海スポーツセンター）	大阪府立臨海スポーツセンターの指定管理者の指定 指 定 期 間 平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで 指定管理候補者 南海ビルサービス株式会社
3	指定管理者の指定の件（大阪府立体育会館）	大阪府立体育会館の指定管理者の指定 指 定 期 間 平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで 指定管理候補者 南海ビルサービス株式会社

# 大阪府立スポーツ施設指定管理者の指定について 【 府立漕艇センター・臨海スポーツセンター・体育会館 】

教育委員会事務局教育振興室 保健体育課

## 条例改正（9月議会可決）

財プロ（案）の公の施設の方向性に基づき、臨海SCは23年度から、漕艇Cは24年度から府委託費は支出しないとしており、利用者に応分の負担を求める観点から、施設利用料金等で管理運営できるよう利用料金の上限額を改定。

### （1）漕艇センター条例の改正

- 利用料金を **1.5倍** に引き上げる。  
（収入の約半分を占める艇庫の単価を近隣県並みとし、全区分に適用。）  
例）貸艇庫（スカル、学生・生徒、1ヶ月）  
《現行》3,600円 ⇒ 《改定後》5,400円
- 施行日 平成23年4月1日

### （2）臨海スポーツセンター条例の改正

- 駐車場有料化  
《現行》 無料 ⇒ 《改定後》 有料化  
普通車 200円、大型車 400円（1Hあたり）
- 施行日 平成23年4月1日

※9月府議会において、原案どおり可決。

《参考》

#### 体育会館

- 平成21年度に条例改正済み。  
財プロ（案）に基づき、にぎわいづくりに向けた取り組みによる改定
- 主な改正内容
  - ・第1、2競技場、柔・剣道場の「生徒等の団体」の利用区分を廃止。
  - ・会議室、土地、床、壁の利用料を10%UP

## 指定管理者の公募

- ▶ 公募の流れ
  - ・募集要項の配布 8月30日～9月9日
  - ・現地説明会、施設案内 9月10日・9月14日
 

参加者	漕艇C	4団体、9名
	臨海SC	5団体、8名
	体育会館	9団体、16名
  - ・申請受付締切り ～10月29日

- ▶ 指定管理予定期間
  - ・23～27年度（5年間）

- ・委託料ゼロ
- ・受益者負担による運営
- ・納付金の増加

### （1）漕艇センター

- ▶ 主な公募条件
  - H24から指定管理委託料ゼロ（又は納付金）  
H23年度は委託料4,200千円を上限
  - 利用料金の改定による増収（約1.5倍）を上限に提案
  - ネーミングライツの提案を同時に募集（※）  
（最低価額 無し）

### （2）臨海スポーツセンター

- ▶ 主な公募条件
  - 指定管理委託料ゼロ（又は納付金）
  - 駐車場有料化（条例改正額を上限）を提案
  - ネーミングライツの提案を同時に募集（※）  
（最低価額 無し）

### （3）体育会館

- ▶ 主な公募条件
  - 府への納付金増 最低納付額 122百万円  
（参考：22年度プロポザル額 93百万円）  
⇒財団職員の人件費減、料金改定分の増など
  - ネーミングライツの提案を同時に募集（※）  
（最低価額 3,500万円）
  - 入館者100万人規模の増を目指した取組みを提案。

（※）ネーミングライツのみの応募は不可

## 指定管理者の選定

- ▶ 11月15日 指定管理候補者選定委員会において選定

### （1）漕艇センター

- ・申請団体数 2団体
- ・指定管理候補者 **財団法人マリンスポーツ財団**  
（次点者 大阪ボート協会・タカダ共同事業体）
- ・委託料の提案額 23年度委託料3,700千円、24年度以降0円
- ・ネーミングライツ 名称：**Maris マリンスポーツパーク・浜寺**
- ・主な選定理由 《期間：5年間、金額：5万円（年額）》
  - ・財務基盤や組織体制による適正な管理運営が期待できる。
  - ・水上運動会等の自主事業による施設を活用した運営が期待できる。

### （2）臨海スポーツセンター

- ・申請団体数 1団体
- ・指定管理候補者 **南海ビルサービス株式会社**（※現指定管理者）
- ・納付金の提案額 3,293千円（5年間）※年平均額659千円
- ・主な選定理由
  - ・駐車場の有料化（普通車100円・大型車200円/1h）等の収入増加策の提案により、府への納付金がある。
  - ・リンクの氷張替え等の提案があり、施設の適切な維持管理が期待できる。

### （3）体育会館

- ・申請団体数 1団体
- ・指定管理候補者 **南海ビルサービス株式会社**（※現指定管理者）
- ・納付金の提案額 6.35億円（5年間）※年額1.27億円
- ・主な選定理由
  - ・継続した運営により安定的・効率的な管理が期待できる。
  - ・サービス向上等により利用者数増加が期待できる。

## 今後のスケジュール

平成22年	7月22日	第1回府立スポーツ施設指定管理候補者選定委員会
	8月30日	公募開始（～10月29日）
	11月15日	第2回府立スポーツ施設指定管理候補者選定委員会
	11月19日	教育委員会会議（指定管理者の指定の件）
	11月下旬	報道発表（指定管理候補者）
	12月中旬	議会の承認（指定管理者の指定）
平成23年	1月～3月	基本協定の締結、年度契約の締結
	4月1日～	新指定管理者による運営

# 現在条例案審査中

## 大阪府教育センター条例及び大阪府立高等学校等条例の一部改正の概要

教育委員会事務局 教育振興室高等学校課

改正の理由	条例措置を要する理由
<p>「大阪の教育力」向上プランに基づく府立高校のさらなる特色づくり推進事業において、教育関係職員の研修、教育に関する専門的又は技術的事項の調査及び研究等を行う大阪府教育センターとの関係及び協力の下に教育活動を行う「大阪府教育センター附属高等学校」（現 府立大和川高等学校）を設置することとし、所要の改正を行う。</p> <p>また、定時制多部制単位制高等学校の一部を全日制総合学科に改編することに伴い、所要の規定整備を行う。</p>	<p>地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により、公の施設の設置は条例事項であるため。</p>
	政策アセスメント
改正の要点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政課と調整中</li> <li>・大阪府教育センター附属高等学校の設置について、大阪府教育センターと調整済</li> </ul>
<p>大阪府教育センター附属高等学校の設置及び府立高等学校の改編に伴う所要の改正</p> <p>1 大阪府教育センター条例（第二条関係）センターの事業に附属校との関係協力を追加</p> <p>2 大阪府立高等学校等条例（別表第一関係）</p> <p>（1）大阪府教育センター附属高等学校の項を追加</p> <p>（2）大阪府立大和川高等学校の項を削除</p> <p>（3）定時制（多部制単位制）普通科高等学校及び定時制（多部制単位制）総合学科高等学校の一部を全日制総合学科高等学校に改編することに伴う府立高等学校の配列の変更</p>	<p>制度間調整の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府教育センター附属高等学校設置に伴う関係教育委員会規則の改正</li> <li>・多部制単位制高等学校の改編に伴う関係教育委員会規則の改正</li> </ul>
施行予定時期	<p>その他審査の参考となる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪の教育力向上プラン 基本方針 2（重点項目 5）</li> <li>・府立高校のさらなる特色づくり推進事業 「教育センター附属研究学校」検討状況（報告書）</li> <li>・（多部制単位制高等学校の改編に関する資料）</li> </ul>
<p>1 平成 23 年 1 月 1 日（大阪府教育センター附属高等学校の設置に係る準備のため）</p> <p>2（1）平成 23 年 1 月 1 日（同上）</p> <p>（2）規則で定める日（現在大和川高等学校第 1 学年の者が高等学校の課程を修了する等のために一定の期間を要する）</p> <p>（3）平成 24 年 4 月 1 日（定時制（多部制単位制）普通科・総合学科から全日制総合学科への移行のために一定の期間を要するため）</p>	
適用区分	